

## 改修内容及びバージョンアップの方法について

### 1 改修内容

- (1) 不動産登記申請において、信託目録の作成・添付機能を追加する。
- (2) 商業・法人登記申請の作成に係る証明書情報読込機能において、PKCS#7形式の電子証明書ファイル(.p7b)を利用可能とする。
- (3) 署名が付与されていない登記識別情報提供様式を再利用した際、再利用元と異なるファイル名で登記識別情報提供様式を複製することで、再利用元の登記識別情報提供様式と同一の申請に添付を可能とするとともに、複製された登記識別情報提供様式の入力内容を編集できるよう改修する。
- (4) 不動産登記申請及び商業・法人登記申請における複数行入力欄について、自動的に行を折り返すよう改修する。

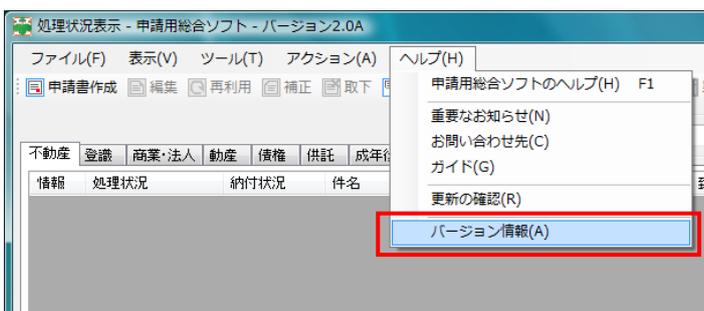
### 2 バージョンアップの方法

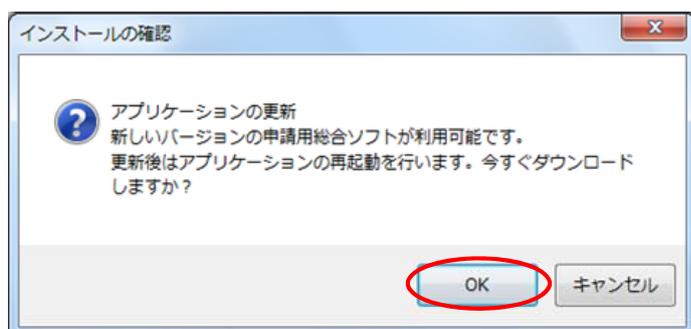
- (1) 平成24年6月29日(金)午後10時以降、PCがインターネットにつながった状態で申請用総合ソフトを起動すると、自動的にバージョンチェックを行った後に「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、「OK」ボタンをクリックしてバージョンアップをします。

「スキップ」をクリックすると、クリックしてから1週間は、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されません。(2)の「ヘルプ」メニューからの更新を行ってください。



- (2) 既に申請用総合ソフトを起動している状態で「ヘルプ」メニューの「更新の確認」をクリックすることで、最新の申請用総合ソフトに更新することができます。更新後は、申請用総合ソフトが再起動されますので、処理状況表示画面以外の窓は、全て閉じた後に更新してください。





(3) 申請用総合ソフトのバージョンアップは、土曜日、日曜日、祝日を含め24時間いつでも可能です。

バージョン1.3B以前の申請用総合ソフトを御利用の場合は、申請用総合ソフトの再インストールが必要となりますのでご注意ください。

なお、このバージョンアップでは、申請書様式の更新をしないため、バージョンアップ前に作成した申請データは、そのまま利用することができます。